

地域主権戦略会議提出資料

「出先機関の原則廃止について」……………P1

「補助金等の一括交付金化について」……………P4

平成23年10月20日

地域主権戦略会議 議員
埼玉県知事 上田清司

出先機関の原則廃止について

1. 広域的实施体制

1. アクション・プランに基づき、24年通常国会への法案提出に向けた具体的な議論を加速すべき

- ・「出先機関単位の丸ごと移管」は閣議決定された政府方針。その実現は政権の責任。
地域主権戦略会議で既に確認したとおり、年末の閣議決定・24年通常国会への法案提出を目指すこと。
 - 「アクション・プラン」(平成22年12月28日閣議決定)
 - ・出先機関単位の全ての事務・権限移譲を基本とする。
 - ・出先機関事務のブロック単位の移譲を推進するための広域実施体制の枠組み作りの法整備を行う。
 - ・24年通常国会への法案提出、26年度中の事務・権限移譲を目指す。
- ・「制度の枠組み」・「移管対象機関」・「人員移管の枠組み」について、課題を乗り越える具体策を議論すべき。

2. 課題の列挙ではなく、課題を解決するための「工夫」を議論すべき

- ・前回の戦略会議では「特例制度の骨子」を確認したところ。これを具体化する議論を前に向けて行うべき。
- ・課題ばかりを指摘するのは「改革を止める」議論。課題をどう克服するか、その工夫をこそ議論すべき。

■ 国の掲げる検討課題は「制度設計の工夫」で解決可能

緊急時のオペレーション

← 平時と緊急時の対応を分離し、緊急時に国の指揮権を認める等に対応。

迅速な意思決定・団体間調整

← 広域連合長の下、迅速に意思決定可能。必要に応じ理事会制などを導入。

組織が不安定(解散・脱退)

← 現行法上、安易な解散・脱退はできない。

国・地方の管轄区域の不一致

← 広域連合の区域を基本とし、国出先機関の管轄を変更して対応。

並行権限を認める判断基準

← 責任を曖昧にし、国と地方の二重行政を助長。原則認めないこととすべき。

移譲の例外となる事務

← 丸ごと移管が基本。国に残す事務は大綱の「例外的な場合」に限定。

2. 共通課題(ハローワーク、直轄道路・河川以外の事務の移管)

1. 府省の自己仕分け48事務を地方移管しても、出先機関の原則廃止や地方の自由度向上につながらない

- ・ 出先機関事務全体の約2割に過ぎず、移管しても出先機関の廃止に到底結び付かない。
- ・ 国に権限を残す「並行権限」を前提としているもの、移管の実体のないもの(入札・契約等の付随事務)が多い。

2. 府省の自己仕分けを出発点とせず、地方の自由度を高める事務を速やかに移管すべき

- ・ アクションプラン推進委員会の要請を受け、全国知事会は「早期移管を求める3分野の事務」を提示(8月30日)
 - ・ 地方が求める3分野の事務についても、自己仕分け事務とあわせて速やかに移管協議を開始すべき。
- ※ 自己仕分けでは「国に残す」事務とされているが、何れも大綱の「国に権限を残す例外的な場合」には該当しない。

出先機関	地方が求める事務・権限	府省が自己仕分けで「移管できない」とした理由
地方農政局	農地の転用	・「優良農地の確保」は国の責務
経済産業局	新規産業の環境整備	・ソーシャルビジネスの振興等は国が先導的役割を担うべき
	技術開発・人材育成等の事業高度化支援	・全国的視点から国の重点政策に合致した提案を採択することが必要
	中小企業の経営の向上、新事業の創出等	・全国的視点から国の重点政策に合致した提案を採択することが必要 ・都道府県単位では専門人材や十分な事務量を確保できず非効率 ・全国どの地域においても統一的な事務処理がされることが必要
	中心市街地活性化	・全国レベルの先端的モデル事業の支援が必要
	企業立地の促進	・全国的視点から国の重点政策に合致した提案を採択することが必要
地方運輸局	旅客自動車運送事業の許認可 (バス事業、タクシー事業)	・基準策定から執行までの一体的実施や一元的な指揮命令系統が必要



「真にやむを得ない理由」があるとは言えない

地域主権戦略大綱の原則＝国に事務・権限を残す例外的な場合は、以下に掲げるものなど真にやむを得ないものに限定。

1. 都道府県間の広域連携等の措置を講じてもなお、著しい支障が生じるもの
2. 統一的な事務処理基準を定めてもなお、著しい支障を生じるもの
3. 緊急対応等に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
4. 地方では人材・知見・事務量の確保が難しく、行政効率が著しく非効率になるもの

3. ハローワークの移管

1. アクション・プランの「特区」提案には移管を求める提案も当然含まれる

- ・ 移管の成果と課題を検証するには、ハローワークを実際に地方に移し国の運営と比較することが不可欠。
- ・ 第10回地域主権戦略会議でも「特区提案は地方移管も含むこと」「国は提案を誠実に受け入れること」を確認。

2. 地方の特区提案を「誠実に受け入れ」、速やかにハローワークを地方に移管すべき

- ・ 地方(41都道府県、4政令指定都市)はアクション・プランに基づきハローワーク移管を求める特区提案を提出。(その際、県内全てのハローワーク移管を希望するところを「県内1か所程度」まで譲歩。)
- ・ 提案提出(H23.3月)から半年以上経過するが、国からの回答は全くない。



地方の特区提案にただちに回答し、チーム会合で移管を進める協議を速やかに再開すること。

4. 直轄道路・河川の移管

1. 移管に伴う財源措置等のルールを早急に明示すべき

- ・ 県内で完結する直轄道路・河川は原則移管。その前提として「直轄事業の国負担率並みの交付金等の財源措置」を掲げた三省合意を踏まえ、地元市町村に不安を与えない財源移管の基本スキームを明示すべき。
- ・ 個別協議を速やかに再開するため、地方の意見を十分踏まえて直轄道路・河川チームで議論を詰めるべき。

2. バイパス完成後の現道は財源措置等のルールを前提に個別事情に応じた協議をスタートすべき

- ・ 三省合意を前提に財源移管ルールの大枠を固めた上で、個所ごとの経緯や規模等を踏まえたモデル事業の検証を実施するなど、個別事情にも配慮した協議を直轄道路河川チームの進行管理の下で進めていくべき。

補助金等の一括交付金化について

1. 地域自主戦略交付金の「進化」に向けて

一括交付金化の目的は地方の自由度の拡大。地域主権戦略大綱に基づき「進化」を図るべき

- ・ 今年度創設された地域自主戦略交付金は、一括交付金化のスタートライン。
- ・ 地域主権戦略大綱の基本的考え方に基づき、地方の自由度の拡大に向けて「進化」させるべき。

① 総額の確保

23年度の地域自主戦略交付金の総額は概算要求額から6%削減された。
地方が真に必要な事業を実施できるよう、総額を確実に確保すること。

② 対象補助金の拡大等

地方の自由度を拡大するため、対象事業を拡大すること。

規模要件が設定されているものは撤廃すること。(例)規模要件

河川改修事業	流域面積が概ね50平方キロメートル未満
公営住宅整備事業	戸数が概ね200戸未満の公営住宅団地

③ 手続きの一元化・簡素化

府省ごとに行っている交付申請、決定、報告等を内閣府に一元化し、手続きの簡素化を図ること。

④ 客観的指標による透明な配分

客観的指標については、地方の意見も踏まえ、より適切な指標の設定となるよう必要な見直しを行うこと。

2. 経常補助金の一括交付金化について

1. 一括交付金化の制度設計に当たっては、地方と十分に協議を行い、その総額を確保すべき

- ・ 経常補助金の一括交付金化については、概算要求で事項要求とされたところ。
- ・ 補助金の対象の選定などについて地方と十分に協議し、対象となる現行補助金と同額以上の額を確保すること。

2. 地方の自由裁量の拡大に寄与する事業を一括交付金化の対象とすべき

- ・ 全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な事業は、一括交付金化の対象としないこと。

平成24年度予算編成に向けた意見 (一括交付金関係)

平成23年10月20日
全 国 知 事 会

平成23年9月20日に閣議決定された「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」に基づき、内閣府においては平成24年度概算要求において、地域自主戦略交付金等について日本再生重点化措置分（以下、「特別枠」）を含め5,376億円（対前年度比256億円(5%)増）を要求され、投資関連の拡充分及び経常補助金の一括交付金化分については事項要求とされたところである。

平成23年度予算では、地域自主戦略交付金等の総額は約6%削減され、各都道府県では継続事業の実施にすら支障を来している状況にあることから、政府においては今後の予算編成にあたり、特に下記事項について十分配慮されたい。

なお、制度の改善等を要望している「平成24年度地域自主戦略交付金の制度設計に関する意見」（平成23年6月23日提出）についても、併せて反映していただくことを求める。

記

<投資関連（地域自主戦略交付金の拡充）について>

1 総額及び対象事業について

- ① 特別枠は予算額7,000億円に対し2兆円弱の要望があるように、非常に競争率が高く厳しい情勢ではあるが、地域自主戦略交付金等について、是非とも特別枠を含めた満額(5,376億円)を確保すること

また、地域自主戦略交付金のうち、北海道、奄美、離島分の予算額については、引き続き別枠で明示し確実に措置すること

なお、地方が真に必要とする公共事業を着実に実施できるよう、地域自主戦略交付金をはじめ、社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の公共事業予算の総額を確実に確保すること

- ② 地方自治体の自由裁量の拡大の観点から、
 - (1) 「社会資本整備総合交付金」及び「農山漁村地域整備交付金」の対象事業及び額の相当部分を「地域自主戦略交付金」に移管し、「地域自主戦略交付金」の対象事業を拡大するとともに、対象事業の拡大に見合った予算額とすること
 - (2) また上記以外にも、既に一部が対象となっている投資補助金について、さらに対象事業及び額を地域自主戦略交付金へ移管するとともに、新たな投資補助金についても、所要の財源を確保した上で地域自主戦略交付金へ算入すること
- ③ 本来国の責任において措置すべきもの、特定地域に関するもの等は地域自主戦略交付金の対象とせず、別途財源措置すること
- ④ 都道府県分と市町村分については、明確に区分して制度設計すること

2 客観的指標について

客観的指標による配分については、社会資本整備の遅れた地方の実情を考慮するとともに、財政力の弱い団体により配慮した仕組みとなるよう必要な見直しを行うこと

<経常関連（経常補助金の一括交付金化）について>

1 総額について

経常補助金の一括交付金化については、事項要求とされたところであるが、対象となる現行補助金と同額以上の予算額を確保すること

2 対象事業について

全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な事業は対象としないこと（対象事業の選定に当たっては、地方と十分協議すること）

＜その他＞

1 補助金適正化法関連

補助金適正化法施行令（政令）第2条を改正し、地域自主戦略交付金及び沖縄振興自主戦略交付金を除外すること（地域自主戦略交付金等及び創設予定の経常関連の一括交付金を補助金適正化法の対象外とすること）

2 沖縄振興一括交付金（仮称）及び東日本大震災復興交付金（仮称）関連

政府が検討している沖縄振興一括交付金（仮称）及び東日本大震災復興交付金（仮称）については、地域自主戦略交付金とは別に財源措置すること

3 各種基金関連

投資や経常を対象とした国の経済対策により創設された各種基金について、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう財源措置を講じること。また、必要に応じ基金事業の期間を延長し、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件を見直すこと

4 子ども・子育て包括交付金関連

「子ども・子育て包括交付金（仮称）」については、「国と地方の協議の場」で十分議論し、成案を得ること